七月王政期の自由正統主義

——反革命の精神と議会制自由主義——

上垣　豊

【要約】七月王政下、正統王朝派に自由主義的な分派（自由正統王朝派）が登場する。しかし、自由正統王朝派の政治思想の評価には混乱があり、彼らがフランス革命を肯定していたかのごとき主張もある。しかし、まず第一に、彼らは一七八九年の革命を容認していたわけではなく、この点で反革命派にかわりはない。とくにその反革命性は、ブルボン家の王位継承者への個人崇拝を煽った点と、合理主義的批判精神を封じ込め、人権思想の普及を防止する役割をカトリック教会に期待した点に具体的なかたちで表われていた。だが同時に、彼らが国民主権の原理を否定しながらも、フランス革命後の政治・社会の変化を受容しようとしていたことにも注意すべきである。たとえば、王権と議会の衝突を避けるため、議院内閣制を支持していた。このグループは、時代の変化に自らを適合させ、実行可能性の、より高い反革命戦略を準備しつつあったのである。

史林　七二巻四号　一九八九年七月

はじめに

一八四八年の二月革命で始まった第二共和政は五一年一二月のクーデタで打撃を受け、五二年一二月の帝政復活で正式に幕を閉じる。ところで、中木康夫氏によって、クーデタの直接目標は秩序党内王党派（オルレアン派と正統王朝派の両方を含む）であり、この第二帝政は「伝統的な地方名望家支配を解体・没落せしめる体制として現われた〔傍点原文〕」とされている。①筆者もこの見解をおおむね支持するものであるが、ボナパルティズムの対抗勢力であった名望家層を代表する秩

序党の政治戦略について、すなわち、秩序党、あるいはそのなかの、正統王朝派なり、オルレアン派がいかなる手段でルイ・ナポレオンに対抗しようとしたのか、またその方法の実現可能性はどの程度存在したのか、こうしたことは案外わかっていない。[2] しかし、これらのことが明らかにならないかぎり、五一年一二月のクーデタの意味、ひいては第二帝政成立の意味も十分に解明されないのではなかろうか。

ところで、秩序党はボナパルト派の勢力伸長にたいし手をこまねいていたわけではない。帝政復活にかわる対策を彼らも準備していた。とくに正統王朝とオルレアン朝の王朝合同による君主政復活の試みは第二共和政の通史ならば必ずどこかで触れられている有名なエピソードである。

王朝合同の試みとは、ブルボン長子系の王位継承者、シャンボール伯 le comt de Chambord（一八二〇—八三）には子供がおらず、そこでオルレアン家の王子をシャンボール伯の世継ぎにしようというものであった。当時のシャンボール伯の言葉を借りると、「家長のまわりに王家」が集うことであり、いわば一度は断交状態になった分家を、本家が赦してやり、分家に本家の家督を相続させることであった。[3]

さて、本稿はこの王朝合同問題を直接扱うのではなく、その前段階をなす研究である。すなわち、かつては互いに憎しみ会っていたふたつの王朝の合同が、結局、不調に終わったものの、なぜ日程に上り、実際に熱心に交渉が行われるようになりえたのかを、正統王朝派のがわから検討するのが課題である。

ところで、王朝合同の試みにの失敗に関しては、当時から様々に論じられてきた。しかし、失敗の責任を誰、どちらの党派、あるいは党内のどのグループが負うべきかという議論が多く、多少とも学問的に分析した議論は、知るかぎり数少ない。そのなかでもっとも説得的かつ有力な主張は、二つの党派は、各々が立脚する原理が本質的にあいいれず、王朝合同は本来的に不可能であったというものであって、ふるくは土地所有と産業の対立を指摘する同時代人カール・マルクスによって、[4] 現代の歴史家のなかでは「ふたつの伝統、ふたつの社会観、ふたつの歴史」の矛盾を強調するルネ・レモンに

よって[5]代表される見解である。筆者は、このように原理的な不両立性から王朝合同の失敗を説明する議論が間違っているとは思わない。しかし、失敗の原因の説明をこれだけで済ますと、あたかも最初から、王朝合同は無理であったかのごとき印象を与え、ひいては秩序党の反動の過少評価につながりかねない。

歴史的に見て、相対立する原理が一つの体制のなかに収まる例はなかったわけではないし、またどちらかの原理がもう一方の原理に屈服すればすむことであった。さらに、一体なぜ、その後も断続的に、最終的には一八七三年まで王朝合同の試みが続けられたのか。また第二共和政期にかぎっても、ギゾ、トクヴィルといった当代一流の知識人が、たとえ迫り来る「赤の脅威」があったとしても、原理的に不可能な企てに熱心に加わったのであろうか。[6]

ここで、正統王朝派の一部に、しかも議会の中枢のメンバーのなかに、オルレアン派との共同行動を受け入れ、普通オルレアン派に固有とされる議会主義と自由主義をわがものとしようとするグループが存在していたことに注意しよう。拙稿でそのナシオン観を紹介した[7]このグループは、アメリカの研究者、M・R・コックスにより「自由正統派 Liberal Legitimists」と命名されたグループであり[8]、シャトーブリアンの流れを汲み、秩序党の正統王朝派側の領袖、ピェール＝アントワーヌ・ベリエ Pierre-Antoine Berryer（一七九〇～一八六八）や、第二共和政の一時期公教育相を務めたファルー Frédéric de Falloux（一八一一～八六）によって率いられ、正統王朝派側のもっとも強力な王朝合同推進勢力であった。このような集団が存在し、しかも党内の有力メンバーを抱えていたことが、王朝合同の可能性をギゾやトクヴィルに感じさせる大きな要因であったにちがいない。また、結局成功はしなかったのであるが、王朝合同が成就し、さらに君主政が復活したと仮定した場合の体制を考える場合、このグループの主張の検討は不可欠であろう。

ところで、正統王朝派と議会制自由主義の組みあわせは、やはり奇異に感じられる。コックスはこの分派を「オルレアン派に順応した正統王朝派 Orleanist-oriented Legitimists」と形容している。すなわち、自由正統王朝派の自由主義をオルレアン主義への「改宗」への努力ととらえているのである。[9]しかし、そうすると彼らは、正統主義から逸脱、離反し

ており、変節漢ということになるのであろうか。また、ベリエの伝記を書いたルカニュエになると、ベリエは八九年の人であり、ベリエら、「もっとも思慮深い人々」は一七九一年の憲法の支持者にまでなってしまう。[10] 正統王朝派とは、一七八九年の革命にたいする反革命派である、というのがフランス政治史の常識ではなかったのか。

これも拙稿の繰り返しになるが、正統王朝派内に議会主義的・自由主義的な分派が現れていること自体は最近のフランスの研究者によって認められているところである。しかし、いずれの研究者も正統王朝派は、反革命派であるということを当然の前提にしているようである。[11]

以下、本稿では自由正統王朝派、とくにその中心人物ベリエの主張を、七月王政期に遡って、主として議会での発言をもとに検討することにする。七月王政期に遡るのは、彼らの第二共和政下の言動が、一定の連続性をもっていたことを示すためであると同時に、第二共和政下の言動はオルレアン派との共同統治の必要上、彼らの本来の主張を抑制しているおそれがあり、野党であった頃の主張のほうを事前に検討しておく必要があるためである。なお拙稿において自由正統王朝派の外交政策、選挙改革案を検討しているので、本稿では、彼らの反革命性と議会制自由主義の受容にしぼって論じることとする。

先回りして、結論を言えば、彼らはやはり、反革命派であった。しかも、議会制自由主義を、たしかにオルレアン主義への横すべりの危険を孕みつつ、ほぼ一貫して反革命の論理で説明し、根拠づけているのである。なお本稿で「王党派」とあるのは正統王朝派のことであり、「ベリエら」と書かれている場合は自由正統王朝派のことである。

① 中木康夫「フランス第二帝制＝ボナパルティズムの成立」『名古屋大学法政論集』五三号　一九七一年　三月号、一四八―九、一五三頁。また同氏の『フランス政治史』上巻　未来社　一九七五年、一五九頁も参照のこと。なお中谷猛氏も同じように第二帝政の成立を名望家支配の崩壊過程ととらえている。『近代フランスの思想と行動』法律文化社　一九八八年、一七四頁。

② 自由主義者の対応を扱った研究がわずかに目立つ程度である。小林清一「二月革命とフランス保守主義」（阪上孝編『一八四八――国家装置と民衆――』ミネルヴァ書房一九八五年所収）、および中谷猛「自由主義的反帝政派の体制批判と政体構想」――ギゾ、ティエール、ト

クヴィルを手掛かりにして——」（中谷　前掲書所収）。

③ Christine de Buzon, *Henri V, comte de Chambord ou le «fiers suicide» de la Royauté*, Paris, 1987, pp. 120-1.

④ カール・マルクス『ルイ・ボナパルトのブリュメール一八日』　国民文庫　一九七一年、一一六頁。

⑤ René Rémond, *La droite en France de 1789 à la Ve République*, Paris, 3e éd., 1968, p. 101.

⑥ トクヴィルと王朝合同問題については、中谷猛　前掲書、二五二—六頁参照。

⑦ 「七月王政期の自由正統王朝派とナシオン」『史林』七〇巻　五号　一九八七年九月。

⑧ Marvin R. Cox, "The Liberal Legitimists and the Party of Order under the Second Republic", *French Historical Studies*, 5, 1968.

⑨ *Ibid.*, p. 451.

⑩ Edouard Lecanuet, *Berryer, sa vie et ses oeuvres (1790-1868)*, Paris, 1893, 6e éd., 1894, pp. 170, 269.

⑪ Cf. Rémond, *op. cit.*, pp. 71-2, 110 ; Stéphane Rials, *Le légitimisme*, "Que sais-je?", Paris, 1983; id., *Révolution et Contre-Révolution au XIXe siècle*, Paris, 1987; Hugues de Changy, *Le soulèvement de la duchesse de Berry 1830-1832*, Paris, 1986.

一　フランス革命にたいする態度

（一）　一七八九年の革命にたいする態度

まず、ベリエら自由正統王朝派が、反革命であったかどうか、すなわち、一七八九年の革命の諸原理を否定していたかどうかを検討しよう。

ベリエが一七八九年の諸原理にもっとも接近しているように思われるのは、一八五一年七月一六日の立法議会での演説においてであろう。このとき、一七八九年の諸原理を引き合いにだす権利を君主主義者にたいして拒んだミシェル・ド・ブルジュ Michel de Bourges に、ベリエはつぎのように反論している。すなわち、我々は心ならずも、また望みもしないのに、こうした原理とそれが生んだ絶対的な軛のもとに必然的におかれており、我々はあなたがたに似ていると言われても間違いはないであろう、と述べ、さらに続けて以下のようにその理由を説明している。

なぜならば、我々は無分別ではなく、時間の仕業、工業、労働、富、知性により前進し、発展する社会の必然的な進歩、変化、変貌

を認め、社会の変容を受け入れ、一七八九年の大改革を我々のものであると主張し、〔君主政の＝筆者〕千四百年の後に、その原理が聖別された政治制度、政治的自由を望み、求めるからである。[1]（後略）

ルカニュエはおそらくこのあたりの言説を根拠に、ベリエを「八九年の人」と言いたいのであろうが、それは早計であろう。まず、この演説は憲法改正問題の審議のなかでの発言であり、解体しつつあった秩序党多数派の統一の維持という配慮があったことを忘れてはならない。さらに重要な点は、右の一節から数パラグラフあとで、「一七八九年の大事業」はルイ一六世によって「引き起こされた provoqué」もので、「公的主権 souveraineté publique」の世襲制に基づいていた、とベリエは言っているのである。八九年の解釈が通常とは相当異なっていることは明らかである。

続いて、彼らがフランス革命の諸事件をどう評価していたのかをみてみよう。まず、当然のことながら、王党派である彼らが、一七九二年八月十日の革命とそれ以後の革命史を肯定することなどありえない。それでは一七九一年の憲法はどうか。七月王政期の議会資料を少し調べるとわかるが、ベリエらの「人民主権」にたいする敵対ぶりがすぐに目につく。たとえば、一八三四年一二月三一日の代議院において、ベリエは同年四月の共和派の蜂起に関連して、次のように述べている。蜂起した者たちは、七月革命を行い、いま政府の要職に就いている人々の真似をしただけであって、人民主権と一七九一年の原理こそ、共和派の行動の基本的土台であり、また、あらゆる革命の動機である。革命があいつぎ、知性も発展し、そのため利害が多様化し、分裂しているような社会にあっては、「九一年の原理に基づき、人民主権のドグマに基礎をおく政府は、すなわち、民主的政府は災厄である」。[2] ルカニュエがベリエらを「九一年の憲法の支持者」としているのはなにかの誤りであろう。しかし、八九年の原理のほうはどうであろうか。おなじ一二月三一日の演説のほかのところで、ベリエは「あなたがた〔オルレアン派＝筆者〕の原理は九一年の憲法のなかで勝利」したが、その原理は八九年の本来の原理とは別のものであると論じている。

では、肝心の八九年はどうか。国民主権を明記した八月二六日の人権宣言を彼らが肯定できるはずもない。また、第三

章で触れるが、彼らはいわゆる人権思想、自然権思想にも敵対的であった。封建的特権の廃棄を決めた八月四日の夜はどうであろうか。ベリエは「大半の発言者と同じ目で、〔私が＝筆者〕この夜に同意されたすべての犠牲をけっして見ないとしても、あなたがたは驚かないだろう」と述べ、オルレアン派と一線を画している。さらに同僚のノアイユになると、八月四日の夜にたいする否定的な態度はより明瞭である。ノアイユによると、フランスは前世紀末、精神錯乱によって突き動かされており、八月四日の有名な夜に、「一六世紀続いた構築物 édifice de 16 siècles が解体され」、「すべてが破壊され、もっとも小さな痕跡さえ消失してしまった」ことになる。[3]

七月一四日のバスチーユ襲撃も同様に非難される対象である。三四年一月六日の代議院で、ベリエは「バスチーユの勝者に報いる」法律を、一月二一日のルイ一六世処刑を悼む設念日の廃止を決定した法律とともに、君主政的でなく、共和主義思想を助長するものであると論じている。[4]

それでは、どういう意味においてベリエは「自由と秩序の原理、すなわち一七八九年の諸原理」[5]を支持する者であるというのか。一八三一年の一二月二三日、ベリエは代議院において以下のように演説している。

> ルイ一六世は、民衆を苛立たせ、疲弊させる可能性のあったすべてのものを徐々に廃棄し、拷問を消失させ、賦役を廃止し、牢獄と病院に秩序と規律を回復させることにより、自由を創設した王であり、自由の友であったと私はいおう。フランスにおいて一七〇年間廃れていたあの三部会を召集したのはルイ一六世なのである。[6]

そしてルイ一六世は自分自身が復活させた自由の恩恵の犠牲者として死んだのであるとベリエは述べている。

このようにベリエは八九年の改革を国民議会の事業としてとらえるのではなく、国王のイニシアチヴを強調し、国王による改革プログラムを前面に押し出す。たとえば、八九年五月五日の三部会召集には肯定的評価が与えられている。しかし、五月五日以降はどうなのか。ベリエの論をより明確に詰めて論じた人にアルベール・デュ・ボイス Albert du Boÿs（一八〇四～八九）という人物がいる。デュ・ボイスは青年のころ、ベリエに勧められて、一八一四年の憲章の原則がフラ

ンス革命から借りてきたものではなく、一七八九年六月二三日の国王の宣言にみられるような君主政の伝統から取り入れられたものであることを証明しようとしたという。[7] この六月二三日の国王の宣言は、ベリエら自由正統王朝派とは別行動をとるが、七月王政下の正統王朝派内で、ベリエらとおなじく改革派的潮流をなす新聞、『ガゼット・ド・フランス Gazette de France』紙の、一八三二年三月二八日付けに掲載された有名な宣言においても、準拠点として位置づけられており、七月王政下の正統王朝派が、一七八九年に関して許容しうるぎりぎりの日付のように思われる。[8]

周知のように、六月二三日の国王の宣言は、宮廷の側から出てきたものとしてはもっとも大胆ではあったが、封建的、領主的所有権等の重要案件に関しては、三部会の身分別投票を維持し、十分の一税の保存を想定したものであり、[9] その直前、六月一七日の国民議会の成立とくらべても、またその後の革命の進展と比較しても、質的な開きがある。しかも、六月一七日に関して自由正統王朝派がどのような見解をもっていたのかは、筆者は残念ながらまだつきとめていないが、六月一七日をとばしてわざわざ六月二三日を選んでいるのは意味深長である。

要するに、自由正統王朝派も、普通の意味での一七八九年を容認するわけにはいかなかったのであり、自由正統王朝派も、正統王朝派らしく、反革命派であったと結論できるだろう。[10] そして、とくにオルレアン派との協調が必要であった第二共和政下においては、一七八九年に関する評価で重大な食い違いが露見しないように、彼らは配慮していたのである。

(二) 革命後の政治・社会の変化に対する態度

しかし、反革命派といっても、自由正統王朝派はアンシァン・レジームの復活を求めているわけでも、絶対主義を主張しているわけでもない。彼らもアンシァン・レジームが改革される必要があったことは認め——この点はルイ一六世期の改革を賛美していることからもうかがわれるが——そしてアンシァン・レジームの復活は今となっては不可能であるとくりかえし指摘している。たとえば、ルカニュエによると、一八三〇年一月十日、政府派の候補として初めて代議院選挙に

立候補することになったベリエは、まだ在位中のシャルル十世に謁見する機会を得、その場で国王にたいし、アンシァン・レジームは「その栄華にもかかわらず、すっかり死滅してしまって、再建しようにも埃さえ残っていない」と述べている。さらに、ベリエは一八三六年、同じシャルル十世を今度は亡命地に訪ねた際、革命は必要であった、と説いている。[11]

たしかにベリエは一八三六年六月一五日、さらには五一年になってさえも、亡命貴族の没収地に国庫補償をおこなった、復古王政期のいわゆる「一〇億フラン法」を擁護している。もちろんこの賠償は反動的な代物ではあっても、封建制を復活させるような性質のものではなかったのであるが、本稿で重要なのはベリエがこの法律を擁護した論拠である。ベリエは、この賠償を侵犯された所有権の修復とみなしている。彼によると、所有権は「あらゆる社会の基本的条件」（一八五一年七月一六日の立法議会での発言）であり、このような見地からルイ一六世、および一八一四年の憲章による、財産没収の廃止が持ち上げられるのである。[12] ベリエらは守るべき陣地として、封建的諸特権をあきらめ、純然たる所有権を選んだのであり、この点ではむしろ彼らの、フランス革命後の社会への順応を示しているといえよう。

また、一八三一年には貴族院議員の世襲制の廃止が議題にのぼり、ベリエらは世襲制廃止に反対している。このときの貴族院の改革は、杉原泰雄氏によって、貴族院を「ブルジョワ的進化に対する敵対物としての性質」をなくす措置として評価されているものだが、[13] それではベリエらの世襲制固執は、彼らの復古性、封建的反動への志向を示すものなのであろうか。

彼らの態度の反動性は否定しようもない。しかし、封建的な貴族身分を擁護しようとするものとみなすのは早計である。まず彼らは、貴族院議員の世襲制を封建制 féodalité の残存物のようにとらえることに異議を唱える。世襲制の廃止を、上流階級や大土地所有の利害を犠牲にして、中流階級の支配をうちたてようとするものだという認識はもっているが、[14] 革命前のようなアリストクラシーは存在せず、我々は失った権利、特権、財産を名残惜しくは思わないとも言っている。[15] またフイッツ＝ジャム Fitz-James は、ルイ一八世が上院を創設したのは、古いアリストクラシーを復活させるためではな

く、「古い時間の鎖を新しい時間に結びつけなおし」、「国家にたいしてなされる古くてかつ新しい奉仕への褒美」として貴族院議員の世襲資格を与えようとしたのであり、その際、「国民的貴族 noblesse nationale」の創出を目指したナポレオンがひとつの指針になったと述べている。[16] ベリエは後の議会で明確に述べているが、下層階級、中流階級（ブルジョワジー）と区別して、上流階級に独自の政治的・社会的役割を与えており、その限りでは貴族層の利害を代弁しているといえよう。[17] しかし、その貴族はもはやアンシァン・レジームの貴族と同じではない。ベリエは、より近代的な、開かれたアリストクラシーの必要性を主張する。すなわち、アリストクラシーの要素は決して不足しておらず、商業、農業によって富裕化し、学者、雄弁家、司法官により啓蒙された民衆の中に常に見いだされるのだと論じている。[18] 要するに、イギリス流の開かれた貴族制が彼らの理想であった。実際、自由はアリストクラシーの原理であるとノアイユは述べ、イギリスの良い例を引き合いにだしている。[19] 彼らの議論は、多少無理な点が無くもないが、おおむね革命以後の貴族院および貴族制の歴史を踏まえた議論といってよいであろう。周知のように、貴族院議員の世襲制はイギリスを真似たものであるし、一八一四年に創設された時の貴族院には、ナポレオン帝政期の元老院議員が過半数をしめ（一五四人中八四人）、「大革命とアンシァン・レジームの和解」という性格を帯び、この性格はその後も維持されたという。[20] また貴族院議員になるにあたっては、一八一七年八月二五日の王令により、聖職者を除き、「貴族財産 magistrats」を設けることが求められ、家柄よりもまずもって相当量の富が要求されたこと、復古王政下でも、帝政期と同様の、旧貴族と革命以後台頭した大名望家のアマルガム化が進められ、平民の叙爵が行われたことがヒッグズにより明らかにされている。[21] ベリエらは、ナポレオン以来進められた、叙爵を通じての新たな貴族層形成による旧貴族とブルジョワジーとの和解路線の継続を望んでいるわけである。[22]

なお付言しておくが、貴族院議員の世襲制の廃止には多くのオルレアン派の代議士も反対に回ったことを忘れてはならない。したがって、世襲制の維持は、王統王朝派とオルレアン派を分ける分岐点とはなっておらず、この点では自由正統

王朝派に特有の際立った反動性の証というよりもむしろ、抵抗党の指導者達との共通性を示すものといえよう。[22]

さて、それでも彼らが一七八九年六月二三日の国王の宣言を選び、この宣言をもって一八一四年の憲章の源であると主張し、二つの文書に横たわる時間の経過を無視している点は気にかかる。二つの文書の中で言及されている政治・社会制度があまりにも違いすぎる。ベリエらは歴史の偽造をおこなっていると非難されてもしかたのないところであろう。しかし、フランス革命期と、帝政期の歴史の抹消ないし無視は、一四年の憲章ですでにおこなわれていることである。野村敬造氏が指摘しているように、この憲章をルイ一八世は治世の第一九年として示し、ルイ一六世の息子のルイ一七世の死後からの王権の連続性を強調する。憲章前文では、ルイ六世（在位一〇八一～一一三七）をはじめとした諸王の業績が語られるが、「フランス革命と帝政期は黙殺され」、ルイ一八世は「『長期に亘る不在の後、神の摂理』により、『フランスに呼び戻された』」ということになるのである。[23]

ステファヌ・リアルによると、一四年の憲章は、厳密、正式な意味では憲法ではなく、王国の基本法、古きフランスの国制 constitution を維持する枠内での若干の整備・改修のために発布された法であり、自由権の保証等の改革は、憲章の精神においては、例えば、モープーの改革と本質的に変わらないものと考えられているという。[24] ここで「王国の基本法」、あるいは「国制」が具体的に何をさすのか、筆者には十分答える用意はない。しかし、憲章前文の中で中世以来の諸王の名が並べられていることからもわかるが、レーン制、等族制、絶対王政、身分制、さらには代議院と法の前の平等とも両立しうるものらしい。すなわち一四年の憲章作成者が想定している「国制」は特定の政治形態をさすものではなく、個々の政治形態から独立的なのである。そして憲章前文のなかで、もっとも強調されているのは国王のイニシアチヴ、神授権に基づく王権の偉大さであるから、「国制」の少なくとも不可欠な要素として、王権が想定されていることは明白である。

自由正統王朝派の「国制」観については、ここで十分答える用意はないが、王権、「アリストクラシー」および民衆の

三つの要素が結合している政府を理想的な政府の状態と考えていたことはまちがいない。[26] しかし主権はあくまで国王にあり、国民にあるわけではなかった。ルイ一六世の改革が強制されたのもそれが国民主権ではなく、王権に発するものであったからである。したがって、復古王朝をなつかしむベリエらが一四年の憲章と同じ歴史解釈をし、同様に、「国制」を個々の政治形態とはいちおう独立したものと考えていた、とみなすことは許されるであろう。たとえば、フランスは二つの原理に分裂しており、一つは一四世紀続いた古い政体 son ancien gouvernement de quatorze siècles であり、他方は大革命の政府である、と述べた一八三四年一月六日の代議院におけるベリエの演説のなかに、このような「国制」観の存在を認めることができる。[27]

このようにして、モープーの改革も、一七八九年六月二三日の国王の宣言も、一八一四年の憲章も、王権に基づいているゆえに肯定され、同列視されるのである。しかし、「国制」を特定の政治社会制度から、切り離すことによって、同時に、フランス革命以後の政治・社会の変化の受容が可能になったことも見逃してはならない。たしかに、国民主権に基づく時代を回避するため、八九年の後半から一八一四年までを無視するという弱点を抱えてはいる。しかし、自由正統王朝派のこのようなやや強引な歴史解釈は、シャトーブリアン流に言えば、フランス革命の「精神的利害」を拒否しながら、なおかつその「物質的利害」[28]は受容できるようにするための、必要な手続きであったのである。

① Lecanuet, *op. cit.*, p. 337. *Moniteur Universel* (以下 *Moniteur* と略), jeudi 17 juillet 1851.

② *Archives parlementaires* (以下 *Arch. parl.* と略), deuxième série, t. 87, pp. 500–11.

③ 一八三一年一〇月五日の代議院でのベリエの発言、および一八三一年一二月二三日の貴族院におけるノアイユ Paul de Noailles の発言。*Arch. parl.*, t. 70, pp. 380–1, t. 72, p. 27.

④ *Moniteur*, mardi 7 janvier 1834. 一月二一日を国の記念日として定めた一八一六年一月一九日の法律は一八三三年に廃止される。Thureau-Dangin, *Histoire de la monarchie de Juillet*, t. II, 1897, p. 62. またドルヴ＝ブレゼ Dreux-Brézé は、一八三七年一月九日の貴族院において、バスチーユ広場に勝利の円柱(いわゆる七月の円柱)が建築されること、および、その台座に「一七八九年七月一四日——一八三〇年七月二九日」という言葉が彫られていることを嘆いている。*Arch. parl.*, t. 106, p. 281. なお七月の円柱建設を定めたのは一八三〇年一二月一三日の法律。

⑤ 一八三一年一二月二三日の代議院での発言。*Arch. parl.* t. 73, p. 64. なお、この原理を侵犯することによって、王権に打撃が加えられたのだ、とベリヨは述べている。

⑥ *Ibid.*, p. 64.

⑦ Bernard Jaquier, *Le légitimisme dauphinois 1830–1870*, Grenoble, 1976, p. 106.

⑧ なお三二年三月二八日の『ガゼット・ド・フランス *la Gazette de France*』紙に公表されたマニフェストでは、「五月二三日の国王の宣言」となっているが、これは同じ日の新聞の別のところでは「六月二三日の国王の宣言」となっているところからもわかるように、単なる誤植であろう。

⑨ Cf. Jacques Godechot, *La contre-révolution 1789–1804*, Paris, 1er éd., 1961, 2e éd. mise à jour 1984, p. 25.（邦訳平山栄一訳『反革命—理論と行動 1789–1804–』みすず書房　一九八六年　二二頁）。

⑩ なお七月王政下はともかく、ステファヌ・リアルによると、第二帝政下にはごく一部に一七八九年をためらわずに容認する正統王朝派も出現するらしい。しかし、自由カトリックを代表するデュパンルー Dupanloup 司教でさえ、「国王と名望家の八九年」と「立憲議会の八九年」を区別しており、けっして言葉の真の意味でのオルレアン主義者ではなかったという事実にも注意すべきであろう。Rials, *Révolution*, p. 204.

⑪ Lecanuet, *op. cit.*, pp. 87, 267.

⑫ Lacombe, *op. cit.*, p. 177; *Moniteur*, jeudi 16 juin 1836; *Moniteur*, jeudi 17 juillet 1851.

⑬ 杉原泰雄『国民主権の史的展開』岩波書店　一九八五年、五四—七頁。

⑭ 三一年一〇月五日の代議院でのベリヨの発言、および一二月二三日の貴族院におけるドルゥ＝ブレゼの発言。*Arch. parl.*, t. 70, p. 380, t. 73, p. 12.

⑮ 三一年一二月二三日の貴族院におけるノアイユの発言。*Arch. parl.*, t. 73, p. 25.

⑯ 一二月二二日の貴族院における発言。*Arch. parl.*, t. 72, pp. 704–5.

⑰ 一八四六年三月二六日の代議院における。*Moniteur*, samedi 27 mars 1846. ベリヨは、上流階級は自由の利害、一般的な利害に専心できる余暇をもち、公務に従事するのにふさわしい、と述べている。

⑱ 三一年一〇月五日の代議院における発言。*Arch. parl.*, t. 70, p. 377.

⑲ 註⑮と同じ。

⑳ Paul Bastid, *Les institutions politiques de la monarchie parlementaire française (1814–1848)*, Paris, 1954, p. 242.

㉑ David Higgs, *Nobles in Nineteenth-Century France*, Baltimore and London, 1987, pp. 16–7, 133–4.

㉒ もちろんこの路線は、支配階級としての名望家層のなかに、さらに別個の特権階層を作る試みであり、七月革命は、完全ではないにしろこの路線を否定したのである。モーリス・アギュロンは七月革命の階級的意味を、「上流階級となる可能性のある古い階層」が狭い支配階級としてけっして構成されることのないこと、「名望家の世界」にこの階層が吸収されることを、「中産階級 class moyenne」が確実にしたことに求めている。Maurice Agulhon, *Histoire vagabonde*, Paris, 1988, t. II, p. 41.

㉓ 世襲制廃止の提案をした当時の抵抗党の首相カジミール・ペリエ Casimir Périer も、時の世論の圧力によりやむなく提案したのであり、おなじく抵抗党のギゾ、チエール、政府と一線を画していたが純理派のロワイヨ＝コラール Royer-Collard も世襲制支持の立場で演説しているのである。Thureau-Dangin, *op. cit.*, pp. 63–6. ロワイ

ユ＝コラール、チエールは十月三日、ギゾは十月五日に議会で発言している。*Arch. parl.*, t. 70, pp. 321-62, 369-76. なおテュロ＝ダンザンによると、この法案の代議院での票決の結果は、反対が八六票、賛成が二〇六票であった。当時の代議院では正統王朝派はほとんどベリエひとりだけの状態であったから、反対票のほとんどはオルレアン派の議員が投じたものということになる。さらに賛成の二〇六人の代議士が、もとからの世襲制廃止論者であったとみなすことも、カジミール・ペリエの例から考えて、困難であろう。

㉔ 野村敬造『フランス憲法・行政法概論』有信堂　一九六二年、八一―八二頁。『　』は野村氏による憲章の訳。一四年の憲章の正文は、L. Duguit, H. Monnier, R. Bonnard, *Constitutions et les principales lois de la France depuis 1789*, 7e éd., Paris, 1952, pp. 168-74. を、訳文は野村氏の前掲書五七三―九頁を参照した。

㉕ Rials, *Révolution*, pp. 136-9.

㉖ シャトーブリアンは『政治的考察』*Considérations politiques*（一八一四年）のなかで、可能な最良の政府は、君主的、貴族的、民主的の権力 pouvoirs monarchique, aristocratique et democratique の三つの権力を集めたものであると述べている。一八二四年に発表の『国王は死んだ、国王万歳』*Le roi est mort, vive le roi* のなかで、「我々の現在の憲法は我々の古き自由 franchises の法典の文章が新しくなったものにすぎない」と論している。René de Chateaubriand, *Œuvres complètes*, Paris, 1860, t. VII, p. 92, t. IX, p. 614. ベリエも、憲章によって成立した政府を、王権、貴族政、民主政の三つの要素の結合と規定している。*Arch. parl.*, t. 70, p. 377.

㉗ *Moniteur*, mardi 7 janvier 1834. シャトーブリアンも、君主政を「一四〇〇年のあいだ、我々に果実をもたらしてくれた、祖国というあの樹」と讃えている。Chateaubriand, *op. cit.*, p. 78. このように、彼らは君主政と、王権、貴族政、民主政の三つの要素の結合した政府、いわば混合政体のふたつの基準を適宜使い分けているのである。すなわち、国民主権を否定するときは伝統を誇る君主政を引き合いにだし、絶対主義を非難し、自由主義的であることをしめしたい時は後者を理想とすると答えるのである。しかし、このような使い分けは必ずしもうまくいくわけではない。前者の基準に立てば、論理的には、絶対主義の時代は肯定され、革命期や七月王政期よりもましな時代であったという結論が生じてしまうからである。彼らの自由主義が一種のうさんくささをぬぐいきれないのはひとつにはこのためである。

㉘ シャトーブリアンの『憲章にもとづく君主政』（一八一六年）*De la monarchie selon la Charte* のなかの表現。*Ibid.*, pp. 208-9. 以上の点については、猪飼隆明氏の大日本帝国憲法における「国体」と「政体」についての議論から示唆を受けた。猪飼隆明「自由民権運動と専制政治」歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史7　近代1』東京大学出版会　一九八五年、二七五―八五頁。

二　議会制自由主義

（一）反革命的自由主義

七月王政下、自由の制限に反対し、様々な自由をベリエは擁護する。正統王朝派の前身に当たる、復古王政下のユルト

ラが地方分権を唱え、復古王政初期においては議会主権の擁護者でもあったことは、すでに中木康夫氏によって指摘されている。[1] このユルトラの伝統に立ちつつ、ベリエらは地方分権のみならず、法治主義に立脚し、出版の自由の拡大、結社の自由、宗教の自由を求めていく。以下、本節では、これらの自由擁護の主張が国家、中央の権力の増大への強い懸念に基づいていると同時に、フランス革命批判の立場も貫かれていることを確認することにしたい。

最初に法治主義について触れよう。ベリエは、一八三七年三月六日の代議院において、特別裁判所や例外裁判所に反対し、また司法の尊厳を擁護している。革命裁判所や帝政期の特別裁判所を非難しつつ、「誤った、不正な裁判機関」が復古王政等の七月王政に先行する諸政府に役立ったか、と問いかけ、「復古王政のもっとも良き時代、繁栄、力、安寧を享受したときは、まさに例外法や臨時裁判所がなかった時代である」とし、復古王政が崩壊したのは、再び「例外的手段」（七月勅令をさす）に頼ろうとしたからであると論じている。このようにベリエは確固として司法の尊重と法治主義を唱える。しかし、ベリエによればフランス司法の「偉大で見事な制度」はフランス革命由来のものではなく、六世紀に起源をもち、「司法官の尊厳、司法の決定にたいする尊重」は、いくつも革命が続いたにもかかわらず、まだ無事であるおそらく唯一のものなのである。このように、彼は反革命の立場を崩すことなく特別裁判所や例外法に反対することができたのである。[2]

次に出版の自由擁護の主張を紹介しよう。改正憲章により、検閲が廃止され、一八三〇年十月八日の法律によって、出版に関する犯罪は陪審によって裁かれることになった。だが、周知のように、新聞発行にあたって納めるべき保証金の制度は依然として残り、高額の印紙税、および郵送料とともに、新聞発行者にはかなり財政的な負担が強いられていた。こうしたなかで、一八三〇年一一月八日の代議院において、与党議員のバルト Félix Barthe（一七九五―一八六三）から、一八一六年四月一日の王令によってもうけられた臨時税を廃止することによって新聞の財政的負担を軽減することが提案された。ところが、時のラフィット内閣は国庫収入が減ることを嫌ってこの提案に難色を示す。ベリエはバルトの提案を

支持して、次のように述べている。

我々は懸案となっている問題を財政問題として考えることに同意できない。フランスにおけるあらゆる意見にとっての自由の問題、あらゆる意見を擁護する新聞の創刊の可能性が問題なのである。というのはすべての意見は人に聞いてもらう権利をもっているからである。③

また結社の権利もベリエは擁護している。一八三四年二月末、政府は結社の自由をより厳しく制限する法案を提出する。四月十日には成立するこの法案にたいし、ベリエは何回か議会で反対の演説を行っている。たとえば、彼は三月一二日に、以下のように述べた。

結社の権利は、諸君、神聖な権利である。それは本源的権利、社会秩序における根本原理、社会が立脚する原理である。そして、無秩序、騒擾、分裂の時代にあっては、教養ある境遇のすべての人々にとり、結社の権利は不安や懸念の対象ではけっしてなく、散在する構成員を集め、分裂した人々を調和させるために、人が避難する原理なのである。結社（アソシアシオン）の精神とは、生活習慣のなかでは趣味と感情を共有する人々と親しくなりたいという欲求に、政治生活においては利害、願望、信条を共有する人々と親しくなりたいという欲求にほかならない。④

また一八四五年十月九日には、コアリシオン coalition（団結）の罪で起訴されたセーヌ県の大工職人を法廷で弁護しており、そのなかで、労働者の賃上げ要求の正当性を主張しつつ、「団結は、状況と利害を共有する人々にとって、第一に必要なものであり、正統な権利である」と述べている。そしてこの権利は、ベリエによると、宣誓ギルドと親方の同業組合が廃止された（一七七六年一月のテュルゴーの勅令）後、四四の同業組合を再建した一七七六年八月八日の勅令によって認められた権利であるという。この勅令は、「良き王ルイ一六世」の事業であり、立憲議会がこれらの同業組合を絶滅させたのである、と説いている。⑤あくまで反革命的姿勢を崩さぬところは見事である。

続いて地方の自由、すなわち、地方分権の要求に関するベリエの見解を紹介しよう。地方分権は、すでに復古王政下の

ユルトラが主張しており、格別ここで取り上げるまでもないかもしれないが、国家の強大化とそれが個人に及ぼす悪影響をベリエが強く危惧していたことは指摘しておくに値するであろう。一八三一年二月三日、市町村議会に関する法案を審議中の代議院において、ベリエは中央集権化を「共和国と帝政から生まれ、我々の州 provinces にとって耐え難い軛」と攻撃している。さらに一八三四年一月六日の代議院においては、中央集権化は隷属の精神、媚びへつらいと強欲の精神を生むから、不道徳であると述べ、古いフランスの市町村の特権、司法の権利を讃え、「一七八九年の革命以前には、大臣やその吏員 commis のきまぐれに生活が左右されていた人は、二万、あるいは二万五千人もいなかったと思う」と言いきり、今日では中央集権化によって、「生活が権力やその手先の裁量にまったく委ねられている人が五〇万人以上いる」と言っても過言ではないであろう、と論じている。[6] 御覧のように、結社の自由擁護においても、アンシァン・レジームが評価され、フランス革命とナポレオンの時代が非難の的となっている。

自由正統王朝派の自由擁護の主張の検討の最後に、宗教の自由、教会の自由を取り上げることにしよう。ベリエは一八五〇年四月二日の代議院において、教会の自由を「すべての自由の中で第一の、そしてもっとも厳粛な自由」であり、「良心の自由でさえある」と規定している。[7] ここでは、ベリエが、完全な政教分離ではないにせよ、聖界と俗界の分離、相互不可侵をとき、世俗権力の宗教への介入を排除していることをここでは確認しておきたい。

一八二六年、ベリエは『政治的市民的秩序との関連で考察された宗教』の著作で起訴されたラムネー Lamennais を弁護している。ラムネーが起訴されたのは、ガリカニスムを聖別した一六八二年の宣言を国法とした貴族院法廷の決定にたいし、異議を唱えたためであった。ベリエはこの弁論の準備のため、*la Quotidienne* 紙に一六八二年の宣言を非難したふたつの論文を発表している。ベリエによると、この宣言はいったん一六九三年にルイ一四世によって放棄されたのに、一七六六年のイエズス会追放の際、復活し、フランス革命にはいって、聖職者市民基本法をうみおとし、一八〇二年の政教協定で暗黙のうちに廃止されたが、再度一八一〇年二月二五日に帝国の一般法と宣言され、迫害を産むことになったのだ

そうである。[8]

四月にラムネーの弁護にたったベリエは、軽罪裁判所が神学理論を裁くことの愚を説き、次のように論じている。「ひとしく、黙認された宗派が数多くある状況で、もし世俗当局が、人間の意思によって強制された信仰の耐え難い軛を民衆にのしかけようとするならば、やがて宗教は政治権力の仕業でしかなくなるであろう。この権力は、教理を決定し、規律を定めることにより、神にしか服従してはならない良心に命令しようとするであろう。」そして近代国家の独立は、カトリック教会の独立の尊重だけにかかっている、とベリエは主張している。[9] このように国家による教会、宗教への介入を、良心への侵犯という角度から否定するベリエは、一八二九年六月に王令によって八つの教育機関を奪われたイエズス会の擁護のため、ラムネーとともに論陣をはるのである。[10]

また、未公認修道会の弁護にたった一八四五年五月三日の代議院において、ナントの勅令の廃止を一六八二年の宣言が結実したものとして非難し、さらに一八三〇年の改正憲章によってカトリック教が国教の地位から、ただたんに「フランス人の多数派の宗教」と格下げされたことを、フランス社会とその法律の現状を考えれば、より正当で、より真実に近い、より論理的な表現であり、これによって世俗権力が宗教問題に介入することが禁ぜられたのだ、とベリエは論じている。[11]

以上のように、ベリエら自由正統王朝派の自由擁護の主張には、第一に、国家、中央権力の、社会的あるいは私的な領域への介入に対する健全な批判精神が認められる。第二に、彼らが擁護する様々な自由は、フランス革命由来のものではなく、アンシァン・レジームに存在したものとされており、彼らは自由を擁護する際にも、反革命の立場をけっして逸脱していないことがわかる。またベリエに関するかぎり、七月王政期における彼の言行は一致している。たとえば、ベリエは正統王朝派の新聞だけではなく、一八四一年一一月にはルドリュ＝ロランの演説を掲載したために起訴された『クーリエ・ド・ラ・サルト *Courrier de la Sarte*』紙をメーヌ・エ・ロワール県重罪裁判所において、オディロン・バロ Odilon Barrot、マリ Marie、アラゴ Arago とともに、弁護しているのである。[12]

このように、彼らの自由擁護の主張は単なる反対のための反対ではなく、一定の一貫性と真実味を帯びていたといえよう。もちろん、七月の王政の批判という意図がなかったわけではなく、むしろおおいにその意図はあったというべきであろう。だが、正統王朝派は、共和派とならんで、七月王政下では反体制であって、何度となく正統王朝派の新聞が出版停止の憂き目にあっており、一八三二年には正統王朝派が武力による王朝転覆を企て、政府は西部四県に戒厳令をしいたこともあった。[13] とくに七月王政初期においては、正統王朝派は党派としての存在そのものが政府によって否定されかかっていた。出版や、結社等の自由の擁護は、武力転覆を夢見るグループにとっては大した問題ではなかったかもしれないが、合法活動を行おうとする自由正統王朝派にとって、切実な課題であったと思われる。

(二) 憲章にもとづく君主政

本節では、国王と議会の関係についてのベリエらの主張の検討を通して、自由正統王朝派が立憲主義者であり、議院内閣制をも支持していたことを明らかにしよう。

第一に、彼ら自由正統王朝派は、憲法（憲章）にもとづく政治を要求していた。これは、彼らがシャトーブリアンの流れを引いていることからも半ば自明なのであるが、あらためてこの点についての彼らの発言を引いてみよう。クセジュ文庫に収められた著書の中でリアルも引用しているが、一八五一年一月一六日の立法議会でベリエは「立憲的・議会制政府 gouvernement constitutionnel et parlementaire」への支持を表明している。[14] 彼は諸党派の団結、融和を求めた後、次のようにいう。

そのとおり、ここ〔立法議会＝筆者〕には正統王朝派も、オルレアン派も、穏健共和派もいない。こうした人々のなかの一人として適法的な代議政府 un gouvernement représentatif et régulier の基本的大原則のたった一つでも異議申し立てしたり、拒絶したりする者はいない。法の前の平等、良心の自由、世俗的秩序と霊的秩序の分離、あらゆる雇用において平等に就職可能であ

り、またあらゆる社会的利便を差別されることなく享受可能であること、これらの原則のどれかひとつにでも賛成しないような人は、我々〔正統王朝派だけでなく、オルレアン派、穏健共和派の党派の議員も含む＝筆者〕の中にはひとりとしていない。そのとおり、我々はこれらすべてを欲する。そして、そのためにこそ、これらの諸権利、これらの自由の永続的保障を立憲的・議会政府の中で実現するためにこそ、我々は団結しなければならないのである。[15]

第二に、彼らは、シャトーブリアン同様、議院内閣制を支持し、議会の多数派が政府を構成すべきことを主張している。たとえば、一八四〇年三月二五日の代議院において、ベリエは、国王ルイ＝フィリップの巧妙な術策により、分裂してしまった与党勢力を分析している。彼によれば、七月革命を支持する党派は二大分派、すなわち、「議会権力の優越」を望む分派と「王位 Couronne の優越」を望む分派に分かれており、残念ながら、三月一日に成立したばかりのチエール首班内閣は、議会の優越を貫く点で、中途半端であると述べ、議論を続ける。

結局、議会制政府の旗がためらわずに掲げられること、このことが、すべての大きな政治団体の推進力となるべき犠牲の精神を奪い、ついには我々の社会の道徳的諸条件を引き抜いてしまうであろう個人主義の、おそるべき発展をくい止める唯一の手段である。

さらに彼の議会制擁護の主張のきわめつきともいうべき発言がなされる。

躊躇せずに言うが、以上のようにためらうことなく明確にこの方針〔議会の多数派にもとずく政治＝筆者〕のもとにたつ内閣ならば、私は支持を与える用意がある。[16]

このようなベリエの議会制擁護の立場は、伝記作者ラコンブによると、七月王政にはいって次第に明確化してきたものであるらしい。ベリエは、一八三八年一〇月八日付の書簡で、次のように書いている。

フランスは、国による国の統治の制度 un système de gouvernement du pays par le pays を取り入れないかぎり、かくも多くの続発する革命から解放されて休息することも、道徳的、物質的にフランスを疲弊させる永続的変化のこの轍から抜け出すこともできないでしょう。権力の座についた、かくかくの人物の個人的利害も、かくかくの王家の王朝的利害も、今ではわが国民 na-

tion とってもはや十分な保障とはなりえません。私は、議会の大権を支持する運動が明確となり、増大するのを見て嬉しく思っています。それはフランスのすべての利害が発展する壮大な道程への第一歩なのです。[17]

ラコンブによると、議会による大権の行使は、ベリエの目には、言わば王権の代理を果たすはずのものであり、七月革命以来、王権は不在であるから、王権のすべての権限を議会が引き受けることを、国民主権を支持する人々、すなわち、オルレアン派や共和派に求めたのだという。[18]

このように、王権が不在の場合、自由正統王朝派は議会主義者になることができた。しかし、もし、王権が復帰した場合には、彼らはどうしたであろうと推定されるのだろうか。あるいは、王権復辟後の議会と王権の関係はどうあるべきであると彼らは考えていたのであろうか。

まず、ベリエらは、王政復古後、議院内閣制の考えを捨てるなどとは言っていない。この節の冒頭で引用した一八五一年一月一六日のベリエの発言は、正統王朝派とオルレアン朝の合同の試みがまだ続いている中でなされたものであって、いわば正統王朝派にたいするオルレアン派の懸念をなくすという性格を持っている発言であり、王朝合同による王政復古後も議会制を守るという誓約の言葉でもある。

しかし、この言葉は状況に押されて、不本意ながら約束したものかもしれない。そこで王権が存在していた時期、すなわち、復古王政期のユルトラの行動を調べることによって、この問題に間接的に迫ることにしよう。

第一に、議会多数派が王党派自身である時は、議院内閣制は王党派にとってむしろ有利である。もっとも、復古王政初期においては、ユルトラが議会多数派を占めていたが、王権と対立していた。シャトーブリアンの『憲章にもとづく君主政』（一八一六年）はこういう状況の中で出版されたのである。ブルボン家の君主であっても、「革命の精神的利益」に奉仕している時は、盲従する必要はなく、異議申し立てをすべきであるというのが、貴族的自由主義の伝統に立ち、フランス革命直前に反乱した貴族の精神を引き継ぐユルトラの立場であった。

つぎに、王党派が少数派の場合を検討しよう。この場合でも、国王が多数派を支持している時、すなわち、「革命の精神的利益」に奉仕する側につく時には、議会と王権の対立の問題は生じていない。王党派のほうも、議院内閣制を唱えても彼らの利益に直接ならないが、王権を盾に取ることもできない。

したがって、問題は、ブルボン家の君主が議会内少数派の王党派と立場を同じくし、議会多数派と対立する場合にしぼられてくる。周知のように、これとほぼ同じ状況がシャルル十世治下のポリニャック Polignac 政権の時に生じた。一八二九年八月八日に組閣された極右のポリニャック首班内閣は極度に不人気であった。翌三〇年三月一六日、この内閣に不信任を突きつける勅語奉答文が代議院において、二二一票対一八一票で可決される。この日、代議院においてベリエは国王大権を擁護し、「王の権利が傷つけられ、王位が凌辱される時、あなたがたの奉答文が、〔王にたいする＝筆者〕献身、尊敬、愛の誓いで満たされていてもなんになろう」と述べている。そしてこれがベリエの議会での最初の演説であった。また、七月王政下でもこの時の発言を取り消してはいない。[19]

ただし、ベリエはポリニャックべったりでもなかったし、シャルル十世にたいし無批判であったわけではない。ベリエは一応ポリニャック内閣を是認してはいたが、ポリニャック自身は危険な人物と評価していた。ベリエはポリニャックから国務大臣として入閣するよう要請を受けているが、これを辞退している。さらに、二二一人の勅語奉答文の可決後、ベリエは、歩みよりの姿勢を見せる議会多数派の意をくんで、国王、ポリニャック内閣側との和解工作に走り、ヴィレール Villèle の権力復帰（議会多数派が予算案を可決させる約束の身返りとして、政府に要求した譲歩の中身）を目指している。工作はシャルル十世の頑なな姿勢にあって失敗してしまったが、ベリエが王権と議会の直接対立を回避しようとしていたことは留意されてしかるべきである。[20]

そこで国王の大権事項にたいするベリエらの態度をもう少し子細に検討する必要が出てくる。一八一四年の憲章と改正憲章の国王の大権を比べた場合、重要な変更点は、後者において、七月勅令を出す法的根拠となった憲章第一四条の規定、

すなわち、「国家の安寧」のために必要な規則と王令を制定する権利、いわゆる緊急大権が否定され、「国家の安寧」云々という文言が削算されたこと、および、議会にも発議権が認められた点である。ところで、シャトーブリアンはすでに『憲章にもとづく君主政』のなかで議会に発議権を認めるべきだと主張している。したがって、国王の大権事項としては、緊急大権事項にたいする態度が自由正統王朝派と、オルレアン派を区別する点になってくるものと思われる。

出版の自由を廃止し、議会を解散させ、選挙制度も改悪しようとした七月勅令にたいするベリエらの態度はいかなるものであったのか。ルカニュエが述べているところによると、ベリエはこの行為に来るべき破局を予感し、絶望してしまう。[21] しかし、積極的な抵抗を組織したり、何らかの抗議行動にうって出ることはなかったようだ。たしかに、七月王政期に入って、ベリエらは七月勅令を非難する発言を行っている（前節の冒頭参照）。だが、国王の緊急大権そのものを否定しているわけではない。結局のところ、王党派にシンパシーを抱き、復古王政の瓦解を嘆く現代の歴史家、ステファヌ・リアルやベルティエ・ド・ソヴィニー[22]と同様、この条項そのものが悪かったのではなく、解釈のしかた、運用の方法が悪かったと、彼らも思っていたのであろう。

二二一人の勅語奉答文と七月勅令にたいするベリエらの態度から、次のように結論できる。彼らは議会と王権が直接対峙することは望んでいないし、こういう事態を回避すべきであると考えていたことはおそらく間違いない。しかし、王権が議会と対立した場合、尊王派の彼らは、王権の側につくか、あるいはせいぜい身動きが取れなくなってしまうのである。

(三) 不偏不党の王

議会と王権の対立という事態が生じてしまえば、自由正統王朝派は窮地に陥ったことであろう。しかし、こうした事態が生じることを未然に防止する手立てを彼らが考えていなかったわけではない。彼らの師、シャトーブリアンの議院制論こそ、その防止策であった。

シャトーブリアンは国王の権威を傷つけることなく、同時に専制に陥らないようにするためには、大臣に行動の自由を与え、彼らに責任を取らせ、国王自身はすべての責任を解除されるべきであると書いている（第一部第四章）。このように、個々の政府の世評、浮沈、運命から、国王を切り離し、国王の威厳を守ろうとシャトーブリアンは考える。[25] 国民の生活に直接関わる、内政業務は議会の多数派から生まれた内閣に任せてしまい、外交権、統帥権、国家が非常時に陥った場合に行使される緊急大権、すなわち、国家の枢要な権能に国王の権限を限定させようとしていることは明らかである。

シャトーブリアンはまたナショナリズムを強く意識した人物であったし、[26] 同時に諸党派の分裂状況を嘆いた人でもあった。シャトーブリアンは、一八一四年に出版した、『政治的考察』のなかで、王は憲章をもたらし、すべてを許したのだし、また公平でなければならないのだからと、エミグレの不満を諫め、平和の精神を説き、党派をつくろうとするなと言う。さらに、エミグレ、王党派、共和派、といった言葉が消失することを望んだ。[27] 要するに、シャトーブリアンの理想の君主像は、どれか特定の党派の首領であってはならず、諸党派の上に立ち、不偏不党であって、したがって、限りなくナシオンに同化している君主なのである。そしてこの君主のもとでは党派闘争は控えるべしと言われているのであるから、君主に国民の統合機能を期待しているのがわかる。

ベリエも、党派的と見られることを極端に嫌い、自らを「国民的王党派」と呼び、また党派対立を嘆いたことは拙稿でふれた。[28] そして、一八四三年の末、ロンドン近郊のベルグレイヴにシャンボール伯を訪問し（三章第一節参照）、王子に感銘をうけたベリエは、一一月一三日付の書簡のなかで「彼〔シャンボール伯＝筆者〕は一党派の王になりたいとは思っていないし、またなりえないことに、確信をもってください」と書いている。[29]

このようにして、国王には国民の統合機能を期待し、日常の内政の運営は議会から生まれた内閣に任せてしまう。これが自由正統王朝派の考えであったろうと思われる。蛇足ではあるが、国王には国民の統合という象徴的機能だけしか残っていないわけではない。王党派が国王の大権を削減することは自己否定につながるから、『憲章にもとづく君主政』と同

様に、ベリエらの望む王政復古が成就した場合でも、様々な大権事項はてつかずのまま残される可能性が高い（ただし、オルレアン派との妥協が必要になってくる場合は除いて）。したがって、たとえ自由正統王朝派が望んだとしても、議院内閣制による政治の運営が実際に行われるかどうかは、最終的には国王の意思、資質に関わってくる。

ただし、この点でも、ベリエらは無策であったわけではない。第一章で指摘したように、ベリエはシャルル十世にたいし、アンシャン・レジームの夢を追わず、フランスの現状を受け入れるよう、求めている。また、シャルル十世にたいし、半ば諦めていたベリエらは王子シャンボール伯に大きな期待を寄せるのである。自由主義的で議会主義的な政府にふさわしく、立憲的政治を理解する君主を求めていたわけであり、そのために一応の努力はしていることを認めなくてはならない。

そして、シャンボール伯は彼らの期待に答えて、一八四三年一一月二九日、シャトーブリアンやベリエがいる前で次のように語る。

> かつて私の考えが父祖の玉座の方に向いていたことがあったのは、ただただシャトーブリアン氏によってかくも見事に表明されたあの諸原理と感情をもって、我が国に私が奉仕することがありうるかもしれない、と希望を抱いていたからにすぎません。[23]

本節の結論を述べよう。王権と議会の調和を図ることが自由正統王朝派の一貫した課題であり、シャトーブリアンの議院内閣制論がその解決策であった。調和させるべき対象の一方にあたる王権が不在である七月王政や第二共和政においては、彼らは無理なく議会主義者として振る舞うことができた。そして、たとえ正統王朝が復古したとしても、彼らの理想は、「国家の安寧」が脅かされないかぎり、内政は議院内閣制によって運営されることであったと推定される。

① 中木　前掲書、四二一―三頁。

② *Arch. parl.*, t. 112, pp. 77-82. 復古王政下の特別裁判所、すなわち臨時即決裁判所 cours prévotales を設置する法案は一八一八年一月一日までの時限立法として、一八一五年一二月四日に可決され、それ以上延長されることはなかった。

③ *Arch. parl.*, t. 64, p. 294. Cf. Félix Ponteil, *Les institutions de la France de 1814 à 1870*, Paris, 1966, pp. 134, 261-2. 一八一九年六月九日の法律により、新聞を創刊する者は罰金の支払いに備えて相

当額の保証金を納めねばならなくなった。保証金制度の目的は新聞の所有者を中産階級に限定することであったといわれる。なおこの法案の立案者はギゾである。Irene Collins, *The Government and the Newspaper Press in France 1814-1881*, London, 1959, p. 24. 検閲制度は一八二〇年三月三一日の法律によって導入され、一八二二年三月一七―一八日の法律で一旦緩和された後、一八二四年八月一五日の王令により強化されるが、一八二八年七月一八日の法律で若干の例外を除き、廃止される。一八三〇年の七月勅令でうちだされた検閲制度は復古王政期のどの法律よりも苛酷なものであった。Claude Bellanger, Pierre Guiral, Ferdinad Terrou (sous la dir. de), *Histoire général de la press française*, Paris, 1969, t. II, p. 15.

④ *Moniteur*, jeudi 20 mars 1834. それまでも、刑法典二九一条によって、二〇人をこえる結社には政府の認可が必要であった。しかし、政治結社は二一人未満の支部に分割することによって法網をくぐっていた。法案は二〇人をうわまわる結社については、たとえ二一人未満の支部に分割しても政府の認可を必要とし、法の抜け穴をふさぐとともに、会合の定期性を犯罪の成立要件から削除し、また二九二条を改正して罪刑を重くするなどの改悪が盛り込まれていた。

⑤ Lacombe, *op. cit.*, pp. 456-9.

⑥ *Moniteur*, 4 fevrier 1831 ; *Moniteur*, mardi 7 janvier 1834. なお、貴族院においても、モンタランベール Charles de Montalembert (一八一〇―七〇)とともに、正統王朝派のドルゥ＝ブレゼが、この法案に反対しており、ポンティユは「このようにして復古王政を特徴づけていた精神状態が再び現れた。そしてこの精神状態は、逆説的に、アンシァン・レジームのもっとも断固たる支持に自由主義的な外観を与えたのである」と評している。Ponteil, *op. cit.*, pp. 157-60.

⑦ *Moniteur*, mercredi 3 avril 1850.

⑧ Lecanuet, *op. cit.*, p. 187 ; Pierre Jacomet, *Berryer au prétoire*, Paris, 1938, pp. 55-63. アルベール・ソブール著　山崎耕一訳『大革命前夜のフランス――経済と社会』法政大学出版会　一九八二年、一八六―八頁、ヱメ＝ジョルジュ・マルティモール著　朝倉剛・羽賀賢二訳『ガリカニスム――フランスにおける国家と社会――』　白水社　一九八七年、一一二―二二頁参照。

⑨ Lecanuet, *op. cit.*, pp. 73-4.

⑩ *Ibid.*, p. 76.

⑪ *Moniteur*, dimanche 4 mai 1845. ベリヱは完全な政教分離を主張しているわけではなく、一八二六年においても五〇年においても政教協約を擁護している。しかも、「政治的秩序と宗教的秩序の間に非常に緊密な絆」が存在していることを期待しており（一八三三年二月二三日の代議院 *Moniteur*, dimanche 24 fevrier 1833)、教会と国家の「断絶 divorce」は革命に激しい内乱状態を生じさせた（一八五〇年四月三日の立法議会）とも述べている。したがって、どのような関係を政治と宗教の間に期待していたのかが、気になるところである。この点はかなり微妙な問題であり、ベリヱの主張にも揺れがあるようにも思われる。しかし、イエズス会の擁護から即、ベリヱが復古的で宗教的な政治を理想としていた、と結論するのは危険である。議会においてベリヱはイギリス国教会をたたえ、イギリスでは教会と国家は「ふたつの不可分の思想」であると述べている（三三年二月二三日)。親英の七月王政を意識してのレトリックという面もあるが、抽稿で明らかにしたように、自由正統王朝派は近代化、工業化の必要性は認めており、ベリヱがイギリスを例にだしたのは、宗教を迫害せずに（カトリック解放令もすでに一八二九年にでていた)、教会と友好関係を保ちながらでも、近代化、自由主義化は可能である、いやむしろ宗教勢力を敵視していては近代化は困難であることを示そうとしたもので

あると考えるべきである。前掲拙稿参照。

⑫ Jacomet, *op. cit.*, pp. 210–8 ; Lecanuet, *op. cit.*, pp. 260–2.

⑬ H. de Changy, *op. cit.*, pp. 190–230.

⑭ Rials, *légitimisme*, pp. 53–4.

⑮ *Moniteur*, vendredi 17 1851. この発言は第二共和政下において、秩序党の団結を訴えたものであり、当時の状況を考慮すべきであろうが、七月王政期（一八四六年八月三一日の代議院）にすでに次のようなファルーの言明が存在することも注意すべきであろう。

〔前略〕私は〔議会にたいし＝筆者〕次のように言おう。私の考えによれば、自由な国家と絶対主義的国家 Etats absolus との違いは、少数派の置かれている状態のなかに凝縮されている。共和政であれ、君主制であれ、少数派が意見を表明できる正規の機関も、少数派が姿を見せることができる合法的な場所ももはやないような政府は、すべて絶対主義的政府である。

どんなに脆弱で、取るに足らないものであっても、思想や願望が表明されるための合法的なはけ口が存在する政府、もしくは、憲法を援用しさえすれば思想や願望が尊重される政府であれば、共和政であれ、君主制であれ、自由〔な政府＝筆者〕である。comte de Falloux, *Discours et mélanges politiques*, Paris, 1882 t. 1, pp. 18–9.

⑯ *Moniteur*, mardi 26 mars 1840.

⑰ Lacombe, *op. cit.*, p. 265.

三　自由と権威

（一）シャンボール教

自由正統王朝派は一七八九年の革命の諸原則を認めはしないが、法治主義の立場を堅持し、自由主義的で同時に議会主

⑱ *Ibid.*, p. 266.

⑲ Lecanuet, *op. cit.*, pp. 90–1 ; *Arch. parl.*, t. 62, pp. 604–5. 一八三七年一月一七日の代議院において、マリヨはこの時の奉答文に反対したのはポリニャック政権を擁護するためではなく、復古王政がよってたつ原理を守るためであった、と述べ、自身の発言を正当化している。*Moniteur*, mercredi 18 janvier 1837.

⑳ Lecanuet, *op. cit.*, pp. 84–5, 94–9.

㉑ *Ibid.*, pp. 97–9.

㉒ Rials, *Révolution*, pp. 137–8 ; Guillaume de Bertier de Sauvigny, *La restauration*, Paris, 1955, pp. 608, 623.

㉓ *De la monarchie selon la Charte*, in *Œuvres complètes de Chateaubriand*, t. VII.

㉔ シャトーブリアンは帝政の軍幹部を賞賛し、積極的な外交政策により、彼らを復古王政に加担させることを夢みていたという。André Jardin, *Histoire du libéralisme politique de la crise de l'absolutisme à la constitution de 1875*, Paris, 1985, p. 270.

㉕ Chateubriand, *Œuvres complètes*, t. VII, pp. 69–72.

㉖ 前掲拙稿参照。

㉗ de Naufreland 子爵夫人宛の書簡。Lacombe, *op. cit.*, p. 406.

㉘ Marie-Jenne Durry, *La vieillesse de Chateaubriand 1830–1848*, 1er éd., 1933, 1986, Genève, t. 1, p. 293.

義的であった。あるいは少なくともそうであろうと努めた。しかし、七月王政下の状況よりもいっそう徹底した自由を求めること、さらには自由主義的であること自体、反革命の精神と矛盾していないであろうか。しかも、間接選挙制とはいえ、選挙権の相当大幅な拡大を求め、民衆の全部ではないにせよ、重要部分に国政参加へのルートを開くことを望んでいたのであるから、[1] 議会独裁を目指していたわけでもない。では、どのようにして、彼らは、彼らの恐れるデモクラシーの進展を止めようとするのか。

一八三四年一月六日、代議院において、ベリエは七月王政が立脚する人民主権の「原理に由来する討論の権利」、どんな意見でも表明できる権利を求める。彼によると、一四世紀の伝統を誇る世襲君主制のもとでしか秩序と自由は両立しないのである。[2] 一八三四年一二月三一日の代議院において、ベリエは、帝政派から正統王朝支持にかわった理由を次のように述べている。

> この巨大な帝国が崩壊するのを見、戦勝の剣では政府を支えることができないのをまのあたりにして、どんな天才であっても、一人の人間の力では国家の秩序と安寧を維持するのに不充分であることを理解したその日から、私は、社会を守るためにはひとつの原理が必要であること、しばしば現れて社会に影響を及ぼす偉大な天才は、恩恵をもたらす星というよりもむしろ災厄のようであることを理解した。それ以来、私は、その日フランス社会に戻された原理を支持するようになったのである。[3]

だが、正統王朝でなければ自由と秩序はもたらされないという観念は、一八一四年にブルボン家の王位復位を実現させたすべての党派に共通のものであり、具体的にはユルトラのみならず、純理派の考えでもあった。[4] したがって、ベリエらはこの点だけをとってみると、悪く言えば、復古王政の歴史的経験から十分学ばなかったということになるが、一八一四年当時の精神に忠実であり、節操があった、ともいえるのである。

しかし、正統王朝派に特徴的な、王家にたいする宗教的とも言うべきエモーショナルな感情は、自由正統王朝派と純理派との隔絶を物語るものではないのか。また、エドマンド・バーク流の伝統主義にはみられないファナティックな心情を

有していたのではないのか。

ところで、シャトーブリアンは七月革命の直後の貴族院での彼の最後の演説において、非合理主義的な君主への忠誠を否定しているようである。[5] ベリエ自身もブルボン家への盲目的忠誠を否定している。一八四二年八月一九日の代議院において、「フランス君主政の古き法によって、主権の、取消不可能で正統な継承という原理」への支持は「主君への隷属とか、個人への信仰といったことではなく」、「この原理のなかに自由にとって大きな保障があるというまじめな確信」のゆえである、と述べている。[6] だが、彼らの言うことを額面どおりに受け取るのは危険である。たとえば、ベリエとならんで有名な自由正統王朝派の政治家、ファルーについては、彼がシャンボール伯にたいして一種宗教的な感情を抱いていたことが、ルネ・ランクールによって明らかにされている。ファルーの『ある王党主義者のメモワール』[7]を読んでも表に表われない感情が、私的な書簡のなかでは吐露されているようである。ランクールが引用している、ボルドー公（＝シャンボール伯）訪問後にプラハから出された書簡（一八三六年四月二七日付）には以下のように書かれていた。

> ボルドー公爵様は大きな謎の言葉です。したがって、我々はボルドー公爵様をとおして我々についての神の思し召しがどんなものであるのか、すなわち、我々に残されている時間が過去の伝統に結び付くことになるのか、それとも、我々は錨も羅針盤もなく、見知らぬ大洋に放り出されてしまうのかを、知ることでしょう。[8]

実は、ベリエ自身も摂理史観というべき観念から自由ではなかった。彼はフランス革命に関連して、「フランスの貴族は正当な罰をうけた。というのは、諸革命によって与えられるこうした大打撃は、すべてが人間の仕業によるものでは」なく、「しばしば裁きはより高いところから下される」と述べている（一八三一年一〇月五日の代議院）。[9] また、シャンボール伯の出生に神の摂理の介在を見ていることも「一八二〇年二月一三日に流れた〔ベリー公の＝筆者〕の血は、いわば、神の摂理によって前もって寄せ集められ、保存されていなかったか」という発言から明らかである。[10]

一八四三年の秋、シャンボール伯が滞在するロンドン近郊のベルグレイヴに、正統王朝派が続々と訪れる。この、いわ

ゆる「ベルグレイヴ巡礼」は、正統王朝派のなかに、オルレアン派にはみられない、王家にたいする独特な敬愛の念がいきずいていることを、天下に示した。[11] この巡礼のなかで中心的な役割を果たしたのが、シャトーブリアンとベリエである。ベリエは何日にもわたってシャンボール伯と行動をともにし、シャトーブリアンは王子に招かれて涙を流して喜んだという。[12] ベリエは後日、議会において、ルサンチマンをもたぬ、「高貴な知性」「気高い魂」とシャンボール伯を賛美している（一八四四年一月一五日の代議院）。[13] 宗教的と形容可能な、正統王朝派の、王子にたいする敬慕の念はステファヌ・リアルによって「シャンボール教 chambordisme」[14] と名づけられている。たとえば南フランスのガール県では、ラルシー de Larcy などの地方の名望家がプラハ等にシャンボール伯を詣でた後、地元に帰ってくると、彼らは信奉者を集めて、「若きアンリ」の質素で、敬けんな暮らしぶりを話し、王子が民衆にたいし愛情を抱き、気にかけていることを告げ、その後、王子の石膏の胸像、時には王子の肖像と百合の花が描かれたスカーフやメダル等が出席者に配られるのが慣わしになっており、また、自尊心のあるカトリック王党派は、自分の家または部屋に王子の胸像、あるいは小立像を設置しようとしたという。[15] ベリエが直接肖像の普及に関係していたかどうかはわからないが、個人的心情はともあれ、ベルグレイヴへいくことによって、彼が「シャンボール教」の普及に手を貸していたことはまちがいない。

もちろん、ベリエらの場合、シャンボール伯への敬愛の念は、王子にたいする絶対的な服従を意味するものではない。また、「ベルヴレイヴ巡礼」の時、シャンボール伯はシャトーブリアンが宣言した諸原理を支持する、と公式に表明した（二章第二節）のであって、ベリエにしてみれば自由主義的な君主のイメージを広めることに寄与するつもりなのかもしれない。だが彼らは、純理派や、オルレアン派（＝「立憲派」）のように、自由の確保を制度的な保障にもとめ、国王の大権の明文憲法による規制を目指すのではない。フィッツ＝ジャムの言うように、書かれざる「基本法」、古くからの国制観念によって王権は制限されていると、[16] みなすことは可能であるが、明文化されたかたちでは、欽定憲法たる一八一四年の憲章のように、国王の自主規制としてしか、国王大権は制限されるべきではない、というのが彼らの本音であった。シャ

トーブリアンの議院制の議論が国王の威厳を確保するという論理で貫かれ、文章表現のうえでは国王大権の制限を巧妙に回避していることを思い起こすべきである。だが、それゆえに、ルイ一六世を自由の創設者と強弁したように、自由の保障も制度的保障ではなく、国王の英明さ、大御心の宏さに大きく依存せざるをえないという矛盾につきあたってしまう。

とくに民衆にシャンボール伯の偶像崇拝を広めようとしていたことは、広められる王子のイメージがいかに自由主義的な君主のすがたをとっていたとしても、非合理的な崇敬の念をひろめ君主の恣意にたいする抵抗の精神を奪うという点で、自由主義にとっては有害であるといえよう。かくして万が一シャンボール伯が主権を回復した時、神の摂理に庇護され、英明な君主、しかも不偏不党で、ナシオンと再び合体した君主が、国民の利益のために、あえて議会の反対を押し切ってなされた決断に、どのような異議申し立ての余地が残されているのであろうか。立憲君主が、緊急大権等の大権を駆使することによって、一種の啓蒙専制君主へと横すべりしていく可能性が開かれているのである。この場合、シャトーブリアンの『憲章にもとづく君主政』のなかの宮沢俊義氏によって批判された文章、代表制における君主は「その祖先の国王たちよりも絶対君主的であり、コンスタンチノオプルにおけるサルタンよりも強大であり、ルイ一四世よりも自主的である」という表現[17]が現実のものとなってしまう危険がある。

このように、自由正統王朝派は、自らの自由主義的信念を裏切るような論理を抱え込み、また実際の行動を通じて、反自由主義的要素を拡大させていったといえよう。

（二）神の権利と人間の権利

前節で述べたように、「デモクラシー」にたいする、物理的、行政的な抑圧、対処療法を、自由への脅威とみなすと同時に、根本的な対策とはみない自由正統王朝派は、王への敬愛の感情を吹き込み、民衆の内面を教化して、「道徳的秩序」の回復を図ろうとする。ところで、この内面の教化にあたり、もっとも期待がよせられるのは言うまでもなく、王権を授

ける神であり、結局のところ、カトリック教会である。

一八五一年七月一六日の立法議会において、神授権 le droit divin の理論をうけいれていると、批判されたベリエは次のように答えている。

神の権利はひとつしかない、神の法はひとつしかない。それは人間創造の法そのものである。人間は社会のなかで生きなければならない。人間は社会のなかで生きるように創られている。社会の存在 l'exitence de la société、その基本的条件をそなえた社会があるということ、これこそ神の法であり、神の権利である。他になにもない。宗教がなければ社会はまったく存在しえない。家族がなければ社会はまったく存在しえない。所有がなければ社会はまったく存在しえない。[18]

宗教、家族、所有とは秩序党のお気にいりの言葉であるが、このなかでも宗教がもっとも重要であり、社会の紐帯に位置づけられている。しかし、近代市民社会の紐帯をキリスト教に求めることはトクヴィルも行っており、自由正統王朝派の際立った反動性を証明するものではない。

ところで、具体的には、ベリエは教会にどのような役割を期待していたのか。ベリエによると、僧侶は聖堂区において道徳を説き、子供を指導し、大人の打ち明け話を聞く存在である（一八五〇年四月二日の立法議会）。[19] ベリエは社会におけるカトリック教会の影響力を肯定し、日常生活においては聖職者の指導を求めているのである。それではベリエらは聖職者がカトリック民衆をどのように教化してくれるのを望んでいたのか。

ベリエは、一八三一年七月七日付のド・ジョバル de Jobal 伯爵夫人宛の書簡のなかで、フランス語をしゃべり、服装もフランス的なサヴォワとピエモンテの宗教状態を賛美して、「いたるところに権威が、また一般に服従の精神がみられ、宗教はよく行なわれ、命令はよく聞かれており、我々の古い歴史の香気を放つ習俗の特徴が認められます」と書いている。[20]

すなわち、宗教的であるということは、権威にたいして従順な精神とパラレルな関係にあるのである。同様の精神から、一八三四年には学生の政治行動を憂え、学校教育の場でも権威と規律の必要性を訴えている。[21]

ところで、一八三三年に成立する初等教育法、いわゆるギゾ法によって「市民生活に最低必要な基本的知育」とともに、「聖職者の監督のもとでの宗教教育にそって道徳が鼓吹される」ことになる。すなわち秩序の尊重が宗教的な道徳教育をとおして教え込まれることになった。[22] こうなると、オルレアン派と正統王朝派の区別はつけがたくなってくる。

だが、ここで自由正統王朝派が反革命派であり、人権宣言を認めることができなかったことを、あらためて思い起こすべきである。ベリエらは啓蒙思想の合理主義的批判精神や人権思想の正面からの否定者として現れる。たとえば、ベリエはフィロゾーフの思想を「幻想」、「誤謬」とあからさまに非難している。[23] また「人権の力 la puissance des droits de l'homme は限られたものであることを否定するには大変高慢でなければならない」と主張している。[24] ファルーのほうは、人間理性の限界を語っている。「幼いころから、青少年に次のように教えよ。すなわち、理性には限界があり、良心には法があり、社会や文明はそれらが与える権利や楽しみの見返りに、義務を課していることを。」[25]

ベリエらが、カトリシスムに期待したのは、啓蒙思想の合理主義的批判精神を封じ込めることであり、権利意識を弱め、教会や名望層への服従を教え込むことであった。オルレアン派との相違はオルレアン派が、秩序維持という観点と近代化の要請とを折衷しようとしていたのにたいして、階層的秩序の維持を最優先して、そのために理性を超えた超越的存在への崇敬の念を吹き込むことが前面にすえられた点であろう。そこからさらに、神の恩寵によってではなく、「人間によって作られた」にすぎない七月王政（一八五一年七月一六日の立法議院におけるベリエの発言）から民衆の支持が離れていくことを彼らが期待していたのはもちろんのことである。

小野紀明氏はシャトーブリアンに関連して、彼が合理的、自律的個人の理念についての、本質的洞察にどこまで到達していたのか疑問だとされ、「代議政体は宗教の上に築かねば」ならない云々の文章を引用している。[26] ベリエやファルーらは、その師と同様、合理的、自律的個人の理念から遠く、宗教教育による個人の内面の道徳化をむしろ積極的に推し進めようとしたのである。数百万にのぼる民衆に政治参加の道を開く以上、あるいはそれゆえ一層、民衆の心を問題にせざる

をえなかったのだと、考えられよう。そして王子個人への信仰に似た賛美を繰り返すのも、無数の大衆を意識してのことであった。

① 前掲拙稿、第二章参照。

② Lacombe, *op. cit.*, pp. 97-8; *Arch. parl.*, t. 85, pp. 465-9.

③ *Arch. parl.*, t. 91, p. 605.

④ Louis Girard, *Les libéraux français 1814-1875*, Paris, 1985, pp. 73-9.

⑤ Jardin, *op. cit.*, p. 269. たしかにジャルダンの言うとおり、シャトーブリアンは一八三〇年八月七日の貴族院における彼の最後の演説において、ブルボン長子系の立場を擁護するのは「感情的な献身」によるのではない、と述べている。*Arch. parl.*, t. 63, p. 86.

⑥ *Moniteur*, samedi 20 août 1842.

⑦ *Mémoires d'un royaliste*, Paris, 2 vols, 1888.

⑧ René Rancœur, 《Falloux de 1835 à 1845》, in *Les catholiques libéraux au XIXe siècle*, Actes du Colloque international d'histoire religieuse de Grenobre des 30 septembre — 3 octobre 1971, Grenobre, 1974, p. 310.

⑨ *Arch. parl.*, t. 70, p. 381.

⑩ *Arch. parl.*, t. 112, p. 78.

⑪ なおベリヨがベルグレイヴにシャンボール伯を訪問することに、党内から異論があったようである。ラコンブによると、渡英した代議士はベリヨを含め五人だけであり、フランス中部の諸県の議員は住民感情を考慮してフランスにとどまった。ベリヨの友人 Benoist d'Azy も、ベリヨにあてた書簡のなかで、国の利益に奉仕するというベリヨの常日頃の言動とシャンボール伯訪問とは両立しないのではないか、と書いており、ベリヨにたいし批判的であった。Lacombe, *op. cit.*, pp. 394-7. なお拙稿の一二〇頁で、この巡礼に参加した正統王朝派議員が、帰国後、このことを理由に議会で懲罰にかけられ、議会を除名されたと書いたが、正しくは、懲罰が可決されたことに抗議して五人の正統王朝派議員が辞表を提出したのである。拙稿の誤りをここに訂正しておく。Cf. *Ibid.*, pp. 422-4.

⑫ *Ibid.*, p. 401.

⑬ *Moniteur*, mardi 16 janvier 1844.

⑭ Rials, 《Contribution à l'étude de la sensibilité légitimiste : le chambordisme》, in id., *Révolution.*

⑮ Brian Fitzpatrik, *Catholic Royalism in the Department of the Gard : 1814-1832*, Cambridge, 1983, p. 145.

⑯ 一八三一年四月一九日の貴族院における発言。*Arch. parl.*, t. 68, p. 704.

⑰ 宮沢俊義『憲法と政治制度』岩波書店　一九六八年、一三七頁。原文は *Œvres complètes*, t. VII, p. 170. 訳文は宮沢氏による。

⑱ *Moniteur*, jeudi 17 juillet 1851.

⑲ *Moniteur*, mercredi 3 avril 1850.

⑳ Lacombe, *op. cit.*, p. 14.

㉑ *Arch. parl.*, t. 91, p. 501.

㉒ 上村祥二「二月革命と初等教育」(阪上孝編　前掲書、所収)、一八八—九頁。

㉓ 一八四五年五月三日の代議院において。

㉔ *Arch. parl.*, t. 70, p. 383.

㉕ 一八四七年四月一二日の代議院において。Fallous, *Discours et mélanges politiques*, p. 56.

㉖ 小野紀明『フランス・ロマン主義の政治思想』　木鐸社　一九八六年、二三六頁。

おわりに

七月王政期の自由正統王朝派の政治思想は、自由の擁護と議院内閣制の主張という点でオルレアン派、とくにそのなかの王朝左派に、またやや行動に一貫性は欠くが、王権に対する議会の優位を目指したという点ではチエールとよく似通っていた。彼らが選挙戦において、主として王朝左派と、場合によっては共和派と共闘を組んだ大きな理由の一つとして、個々の具体的な政策においてかなり共通点があったことを、繰り返しになるが、指摘しておく必要があろう。とくにブルボン家が亡命しているなかで、ナショナリストとしてふるまいたい彼らにとり、議会の優越を説くのは苦痛を伴わずに済んだであろうし、彼らが頼みとする教会が政府の厳しい監視下に置かれ、彼らの地盤である地方においても中央集権制によって、地方の名望家の指導性が十分発揮されない状況下にあっては、彼らの特殊利害だけにとどまらず、自由の擁護を通して一般的利害を擁護したほうが得策であったろう。

そして同時に、その議会制自由主義を支えた根拠、思想は、あくまでも反革命的なものであった。より正確には、「革命の精神的利害」、すなわち、革命の「反社会的、反宗教的教義」（シャトーブリアン）の否定において一貫していた。だが「物質的利害」の受容という点で他党派との共通項を探り、さらにここを手掛かりにして、諸党派の融和、さらには第二共和政下において、王朝合同を展望していたのである。

一八五〇年にアルベール・デュ・ボイスが『社会主義、および共産主義を生む原理と見なされるフランス革命の諸原理について』という本を出す。筆者は未見であるが、ジャキエによると、タイトルどおり、一七八九年の革命を断罪してい

る本のようである。おそらくボイスだけでなく、ベリエらの本音を語ったものであったのだろうが、タイミングが悪かった。というのは、ジャキエの言うように、王朝合同推進派は、一七八九年六月二三日の国王の宣言と、八九年末までの立憲議会の事業の間の「あいまいさ」――もっとも、あいまいだと考えていたのは王朝合同推進派なのであるが――に王朝合同の期待を繋いでいたからであった。したがって、ベリエがボイスにたいして「あなたは我々の邪魔をした」と言ったのも十分理解できる。[1]

このように、ベリエらの反革命戦略は、手のこんだ高等戦術であった。要するに、これは間接的に革命の意義を抹殺、ないし希薄化させる方法であった。この方法を選んだのは、第一に、正統王朝派だけでは反革命を達し得ず、オルレアン派のすくなくとも一部を取り込む必要を彼らが感じていたこと、したがってフランス革命をあからさまに否定するのは時宜に適さなかったことがあげられよう。だが、同時に、彼らもまたナショナリストとしてフランスの近代化、工業化の必要性は認識しており、これに付随して、自由主義化もまた不可避であると、考えていたこともおそらく事実であろう。ことさらに指摘するにはあまりに明白過ぎるが、プロシアはまだ発展途上であり、一九世紀前半において近代化のモデルたりえた君主政の国はイギリスだけであった。

本稿は、冒頭で断っておいたように、王朝合同問題を検討する前提的な作業をなす。ただ、本稿での分析から、王朝合同問題をみる視角は得ることができた。正統王朝派にとって、「統一 union」、すなわち、王朝合同とは、「一八三〇年の王位簒奪を忘れ、代議制の具体的な提案に到達する」ことであった、とアラン・ジョシネは述べている。[2] この指摘は、本稿で紹介したベリエらの発言とよく符合している。ただし、「一八三〇年の王位簒奪」の前に「一七八九年の革命を継承している」という文句を付け加えたほうがより適切であろう。繰り返していうが、フランス革命についての対立を不問にすることによって、フランス革命の意義を相対的に低下させてしまうこと、ここに自由正統王朝派の一貫した戦略があったのである。

たしかに本稿で取り扱ったのは正統王朝派側の王朝合同推進派の主張だけである。オルレアン派の中の王朝合同推進派には、彼ら独自の、王朝合同に込めた意図があったに違いないから、もし王朝合同が実現していたと仮定しても、自由正統王朝派の企図が十分に実現されていたかどうかは保障のかぎりではない。

ただし、オルレアン派も、二月革命後、急速にカトリシスムへ回帰し、一八五〇年のファルー法を可決することによって、教育を大幅にカトリック教会に委ねたことを思えば、事態は自由正統王朝派の描く反革命のラインにかなり接近しつつあったのではなかろうか。ましてや、シャンボール伯を来るべき立憲政体の適格者とみなしていたトクヴィル③にいたっては、自由正統王朝派の反革命戦略のなかに事実上取り込まれつつあったといっても過言ではないであろう。

① デュ・ボイスの本のタイトルは *Des principes de la révolution française considérées comme principes généraleurs du socialisme et du communisme.* 悪は「人間はうまれながらにして自由であり、権利において平等である」という人権宣言の第一章から由来している、と述べられている。Jacquier, *op. cit.*, pp. 121-3; Jacques Gadille, *Albert du Boys, ses "souvenirs du concile du Vatican, 1869-1870", l'invention du gouvernement impérial à Vatican I*, Louvain, 1968, pp. 12-3.

② Alain Jossinet, *Henri V, duc de Bordeaux, comte de Chambord*, Bordeaux, 1983, p. 231.

③ 中谷　前掲書、二五四頁。

（島根大学法文学部講師）

The Enfoeffment of the Scions of the Zhou Dynasty

by

MATSUI Yoshinori

Zheng's enfeoffment (鄭封建) at the end of the Western Zhou period is an important example in understanding the system of enfeoffment in the Zhou Dynasty. Research of the period from the end of the Western Zhou period to the eastward-transfer era (東遷期) is known to have many obstacles including the lack and intermittente nature of historical data.

So, in the first chapter, we have tried to discuss the description of *Shiji* 史記, accepted as general knowledge about Zheng's enfoeffment. Moreover, we clarified that *Shiji* consists on reconstructed materials and has a certain bias. Next, from the point of view of Zheng being a scion of the Zhou Dynasty, we pointed out that Zheng's official function in Zhou Dynasty derived from its birth as a scion of the Zhou Dynasty. In addition, *Shiji* has a tendency to give it no attention. Thirdly, we discussed the actual condition or meaning of Zheng's enfeoffment and the eastward-transfer with this attribute.

Through these materials, continued from the preceding article, we reconsidered the conceptual understanding about the constitution of the Zhou Dynasty.

Le légitimisme libéral sous la monarchie de Juillet

——la contre-révolution et le régime parlementaire——

par

UEGAKI Yutaka

Sous la monarchie de Juillet, apparut un groupe de légitimistes dits

libéraux. Mais il demeure quelques confusions en ce qui concerne l'appréciation de leur pensée politique. Par exemple, un biographe de Pierre-Antoine Berryer, chef de ce groupe, dit qu'ils étaient "les partisans de 1789". Mon étude a pour but d'examiner leur pensée politique en comparant avec celle des libéraux proprement dits.

D'abord, les légitimistes libéraux furent contre-révolutionnaires, puisqu'ils n'approuvaient pas la révolution de 1789 dans sa totalité. Ils essayèrent de faire naître et d'entretenir l'adoration du comte de Chambord, prétendant de la branche aînée des Bourbons parmi le peuple, et d'empêcher la diffusion de l'esprit critique rationnel et des idées démcratiques par l'intermédiaire de l'Eglise catholique.

En second lieu, ils admirent que la Révolution avait changé la France. Ils adoptèrent le régime parlementaire comme moyen d'éviter la crise constitutionnelle que pourrait susciter l'antagonisme possible entre la majorité de la chambre et la royauté. C'est ainsi qu'ils en arrivèrent à avoir davantage de points communs avec les orléanistes ou les libéraux dans le domaine de la pensée politique.

Les légitimistes libéraux, en un mot, étaient en train de préparer un des plans les plus réfléchis et les plus réalisables de la contre-révolution.

The Process of Development of the Central Business District Originated from the Foreign Settlement: a Case Study of Kobe

by

YOUN Jeongsuk

The purpose of this study is to examine the process of development of the Kobe foreign settlement into the Central Business District in the Meiji era. Kobe was opened in 1868 as a result of the treat port between Japan and Western countries, and began to develop as a major